

議 長	副議長	局 長	課 長	係 長	係

## 議会運営委員会行政視察報告書

平成 27 年 2 月 6 日

可児市議会議長 川上文浩 様

議会運営委員会委員長 可児 慶志

みだしにつきまして、下記のとおり報告します。

### 記

1. 実施日 平成 27 年 1 月 16 日（金）～ 1 月 16 日（金）
2. 視察地
  - 1) 三重県 四日市市（1 月 16 日）
  - 2) 滋賀県 大津市（1 月 16 日）
3. 視察項目
  - 1) 四日市市「議会改革の取り組みについて」
  - 2) 大津市 「議会改革の取り組みについて」
4. 出席者
 

議 長	川上文浩	副議長	澤野 伸			
委員長	可児慶志	副委員長	山田喜弘			
委 員	亀谷 光	伊藤健二	中村 悟	野呂和久	川合敏己	伊藤英雄
	板津博之	伊藤 壽				
5. 随行者 議会事務局 議会総務課長 松倉良典 議事係長 小池祐功
6. 視察結果報告（四日市市）

( 1 ) 視察地の概要 市制施行 明治 3 0 年 8 月 1 日  
面 積 2 0 5 . 5 8 km<sup>2</sup>  
人 口 3 1 2 , 3 5 9 人 ( 平成 2 6 年 4 月 1 日現在 )  
世 帯 数 1 3 1 , 2 0 1 世帯  
当初予算 一般会計 107,890,000 千円 ( 平成 2 6 年 4 月 1 日 )

( 2 ) 視察の目的 四日市市議会の議会改革の流れについて  
・議員政策研究会について  
・会派提案による政策提言について  
・市議会モニター及び市民意見募集制度について  
・シティーミーティングについて

( 3 ) 視察の内容 本委員会の事前質疑の回答は以下の通りである。

1 ) 議員政策研究会の活動について

役割、活動内容及びメンバーの概要はどうなっているか。

答 全議員が一堂に会して意見交換を行い、市政に関するさまざまな課題に対して共通認識の醸成を図り、政策立案機能のさらなる向上に資するため、市政活性化推進等議員懇談会の発展的組織として設置された。

議員政策研究会として、政策提案、提言はあったか。

答 四日市市議会基本条例制定や、「本市のスポーツ振興に関する提言」(平成 2 5 年 1 0 月 2 5 日) などにおいてそれぞれ分科会が設置され、計 1 1 件の条例制定が行われた。

2 ) 会派提案による条例案について

「議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例」の制定の契機になった、事件や事故などがあったか。

答 議会への報告を求めた結果、本会議において質疑ができるようになった。特に契機になった事件や事故はない。

「四日市市文化振興条例」の制定の契機は。

答 四日市市の文化に対する基本的な考え方が無かったため、制定の動きとなった。

各派代表者で提案しているが、どのような調整をしているのか。また、提案は全会一致で可決されるのか。

答 代表者会議において基本的に全会一致になるよう努めているが、一部賛否が分かれたものもある。

3 ) 議会基本条例について

議会基本条例と自治基本条例との関係及び議会基本条例の契機になった事情はどのようなものか。

答 自治基本条例の目的は市民自治の実現であり、議会基本条例の目的も

市民参加を行っていく点において、目的が同じ方向性であり両者に関係性があると考え。契機になったのは議会運営委員会の閉会中審査報告（平成18年5月）の中に議会基本条例の制定について盛り込まれたことがきっかけである。

議会基本条例中「文書質問」について、平成23年5月より活用され、延べ8議員から質問活用されている。一般質問との振り分けの比重や、情報公開、議員の問題提起の仕方や表現のあり方など、議会運営上の評価はどうか。また、市民からこの制度に、どのような反応があったか。

答 議員は、議会期間中を除き、文書により執行部に対して質問できるとしており、質問内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、質問書に具体的に記載する。また、四日市市情報公開条例に規定する「不開示情報」は答弁の対象にしない。

質問書・答弁書については、写しを議会事務局で保存するとともに全議員に配することで、議会内の情報共有を図り議会ホーム等でも公開する。

文書質問制度について、質問の受付から処理に至るまで、どのような手順で行われるのか。

答 質問書は議長を経由して執行部に送付し、執行部は速やかに議長に答弁書を提出する。これまでのケースでは質問が出てから2週間程度で答弁書が出てきている。

#### 4) 市議会モニター及び市民意見募集制度について

議会モニター就任にあたり事前レクチャーを行っているのか。また、どのような内容か。また議会モニターからの意見による改善点や制度の成果は。

答 モニターの委嘱日に1時間程度レクチャーを行っている。また、実際の本会議の映像をビデオで見てもらい2から3時間研修会を開催している。さらに委嘱式の前にはモニター制度説明会を開いている。

改善した点は、傍聴手続きの簡素化や傍聴席から見た座席表の作成及びTV中継のテロップを分かり易くする工夫した。

議案に対する市民意見の募集を行っているが、募集議案の取り上げ方や意見をどのように反映させるのか。

答 定例月議会一週間前に議案聴取会を開催し、執行部から議案について説明がある。これを受け広報広聴委員会において市民サービスに大きな変化をもたらすような条例改正や事業を選定し、議会ウェブサイトにも議案や資料を掲載し、市民に情報提供を行っている。なお、市民よりEメール、Fax及び郵送で出された意見を、再度広報広聴委員会を開催し、意見の一覧表を作成し確認後、前議員にEメールまたはFaxで意見の一覧表を送付している。

#### 5) シティーミーティングについて

シティーミーティングでは議員個人の発言を認めているが、市民の要望に対する回答やその場で答えられなかった質問への回答などは、どのように対応しているのか。また、シティーミーティングの内容と進め方及び大学において開催した内容はどのようなものか。

答 回答を希望される方には、住所、名前、連絡先を所定の用紙に記入してもらい、後日回答している。テーマは各委員会で決めている。内容と進め方は、第1部の議会報告会の内容に即した意見交換を行っている。進め方は司会者の判断にゆだねている。

6) 議長の定期記者会見について、記者会見の内容は議長が決定しているのか。また、議長は自由に発言できるのか。

答 基本的に定例月議会で審議された内容について記者会見を行った後、記者とのフリートークの時間を設けている。

7) 委員会のインターネット中継について、委員会中継を多くの市民に見てもらおう対策を行っているか。

答 経費削減の観点から、カメラは固定し、テロップ等も入れずにインターネットの動画投稿サイトにアップしている。

8) 通年議会について。

導入にいたる経緯は

答 全議員にアンケートを取った中、通年議会を求める声があがっていたことが導入に至る契機になった。

通年議会を実施してからのメリット・デメリットは。

答 メリットは緊急時に議長の権限で議会を招集できる点や、常任委員会の活性化等が挙げられる。

通年議会導入後の請願・陳情の議会の取り上げ方は変わったか。処理の手順は。

答 請願提出者から希望があれば付託委員会において請願趣旨の説明等をしてもらう取り組みを行っている。

通年議会において、一事不再議の課題があるがこの対応は。

答 「定例月議会」という言葉を作り、同一定例月議会内では提出できない規程に変更した。

9) 議員間討議について、本会議で行っているのか。どのように進めているのか。また、議員間討議からどのように政策提言や条例改正に結びつけていくのか。

答 本会議では行っていない。基本的に議員政策研究会などで行っている。

#### (4) 質疑応答

問 市民意見募集について、その位置づけは。

答 パブリックコメントでないので、議会として意見に対し回答はしていな

い。法的な担保はない。

問 年4回の議会報告会について、その準備をどのようにやっているのか。

答 運営については常任委員会毎に行っている。予算や決算などは統一資料を事務局で作成し、後は委員会で作成する。

問 基本条例第29条の調査機関の設置について。

答 議会活動に限り、議会が政策に関する調査をすることで機関を設置できるものとした。

問 モニターについて、負担について市民からどのような意見があったか。

答 市民センター館長が選定に苦慮される場合があるが、モニターを終わってみると議会のことや議員を身近に感じられ好評との意見である。

問 広報広聴委員会委員長は議長が務めている。その政策的意味は。

答 議会の情報発信がよりスムーズにできる。

問 議会改革の取り組みが早い時期からできたのはなぜか。

答 会派構成が一時1期生7人だけの会派ができたのが素地になり、歴史的なものがある。改革競争の末、議会全体が市民よりどのように評価されるかが重要であることに気づき、議会政策研究会が成熟してきたのも歴史的なものがある。

#### (5) 考察(まとめ)

- ・議員政策研究会で政策立案機能の向上を図るとしているが、その成果はまだ不明である。政策検討から提言、条例制定、施策実行までのサイクル設計が必要ではないか。
- ・モニター制度について市民の負担を懸念したが、もっぱら満足したとの回答を得ており、議会運営について市民の意見を取り入れた点において議会に対するの総合理解が進んだ点は評価できる。市民の議会に対する関心を高めるための有効な手段ではないか。
- ・条例の制定に関する意見募集は大変生きた効果を生んでいる。8月の定例会月議会における意見募集等、意見を聞いてもらえることへの賛意が示されている。また広報広聴委員会について、規程上も、役割上も議長、副議長のリーダーシップや指導性が組織的に担保されており、重要な示唆を含んでいる。
- ・現在の可児市議会では議員各自が持つ市全般に関する課題について討議し、政策提言する過程が明確になく一般質問で自分の思いを述べる程度であるので、四日市市議会のような「議員政策研究会」の設置を希望したい。

#### 7. 視察結果報告 (大津市)

( 1 ) 視察地の概要 市制施行 明治 3 1 年 1 0 月 1 日  
面 積 4 6 4 . 1 0 km<sup>2</sup>  
人 口 3 4 2 , 3 4 3 人 (平成 2 6 年 4 月 1 日現在)  
世 帯 数 1 4 1 , 4 9 7 世帯 (平成 2 6 年 4 月 1 日現在)  
当初予算 一般会計 113,165,000 千円 (平成 2 6 年 4 月 1 日現在)

( 2 ) 視察の目的 議会改革の取り組みについて  
・ 政策検討会議について  
・ 通年議会について  
・ 大学とのパートナーシップ協定について  
・ 議会 BCP (業務継続計画) について  
・ 議会の ICT 化について

( 3 ) 視察の内容 本委員会の事前質疑に対する回答は以下の通りである。

1 ) 政策検討会議について。

設置目的や活動内容について

答 議会からの政策提案を行う仕組みとして、議員提案の条例制定などを目指したスキーム。交渉会派 (3 人以上の議員が所属する会派) から議会運営委員会に政策、条例等の策定を提案。議会運営委員会の賛同が得られれば、政策検討会議が設置され、全会派から選出された委員による集中的な協議・検討により政策・条例を提案する。

どんな政策提案があったか。また、提案されたもので議会として提案にいたらなかった件数は何件あったか。

答 提案されたものは、大津市議会倫理条例 (平成 2 3 年度)、大津子どもいじめの防止に関する条例 (平成 2 4 年度)、大津市議会業務継続計画 (平成 2 5 年度)、議会基本条例、災害等対策基本条例 (平成 2 6 年予定) 議案に提案されなかったものはない。

議案の提案は、政策検討会議での全会一致か。また、議員提案として提出か。

答 全会一致とならない場合でも、議員提案により提案を行うことができる。

政策検討会議では、市長提案の (議案) 修正案について審議することができるのか。

答 政策検討会議は、議会からの政策提案を行う会議であり、市長提案に対する審議は行わない。

2 ) 議員定数検討特別委員会について

議員定数を 4 0 人から 3 8 人に削減したが、議会として必要な議員定数をどのように考えたか。また、今後も削減していくのか。

答 特別委員会を設置し協議。協議事項は、主に「南北に細長い大津市において市民の声を市政に反映するための必要な議員数」「合併による事務権限の増大、近年の行政需要の拡大に対応できる議員数」について協議され「40人を維持すべき」「38人に改正すべき」との意見に分かれ、委員会の議論を経て、議員提出で「38人に削減する」議案を可決し現在の38人となった。今後については、現時点で市民から削減すべきとの声があがっておらず、議員からも検討すべきとの意見もないので検討していない。

3) 通年議会について、

導入の経緯について

答 平成24年7月に表面化し、全国的にも大きな問題となった大津市におけるいじめ問題等、執行部の対応に問題があったにもかかわらず、議会の閉会中に起きた事案であったため、議会として対応ができなかった反省を踏まえ、通年議会の導入に至った。

通年議会実施後のメリット・デメリットについて

答 メリットとして、機動的・弾力的な本会議の開催が可能、閉会中の継続審査がなくなり、委員会での充実した調査が可能、補正予算に関する考え方に变化(当初予算にない事業の実施について、特別議会において議会での審議を経て実施)などがある。デメリットとして、議会側はないが、財政担当課での負担が増えること。

通年議会導入後の請願・陳情の議会の取り上げ方は変わったか。処理の手順は

答 処理・審査については従前と変化は無い。

通年議会において、一事不再議の課題があるがこの対応は。

答 会議規則を改正し、その上で通年議会実施要項において、各通常会議、特別会議の審議期間のみを一時不再議の対象期間とした。

4) 会議条例・規定について

会議規則の条例化にかかわり、市民の権利・義務に関する事項は条例化が好ましいとして制定された。市民の直接請求による改正手法を担保するためとしている。これまで改正の具体的な事例はあったか。

答 市民の直接請求による改正の事例には、現時点ではない。

会議条例第70条「協議等の場」と第70条第5項の「任意の協議の場」の違いは。

答 「協議の場」は、原則公開。「任意の協議の場」は非公開を基本としている。

「先例」「申し合わせ」で規定されていた内容を、「大津市議会会議規程」に組み替える作業はスムーズにいったか。歴史的に形成されてきた先例等の統合、統一は困難でなかったか。

答 全ての「先例」「申し合わせ」を規程に定めたわけではなく、市民が疑問

に思うであろうことを規程にすることにより市民が見られるようにした。規程に定めたものは、従前より合意がとれている部分であったため、特に困難はなかった。

制定改廃に機動性を持たせるため、議長決裁で改正可能な「会議規程」にしたが、規程について、全て議長決裁で議会運営委員会の承認等はとらないのか。

答 規程の改廃は、議会運営委員会での協議の上で改廃することとしている。

#### 5) 議会傍聴条例について

議会傍聴条例に至った経緯は。また。条例制定後の運用について特に問題はないか。

答 会議の傍聴は、重要な市民の権利であるため、会議規則の条例化とあわせて傍聴規則を条例化した。運用についても問題は生じていない。

#### 6) 倫理条例について

市民からの請求には議員5人以上の同意が必要となっているが、複数の市民だけの請求を認める考えは無かったか。

答 多数の連署（例えば100人以上など）を求める場合、違反の事実が不確定な段階で多くの労力がある。また、不確定な情報が一人歩きしてしまう懸念がある（対象議員に違反の事実がなかったとしても、審査会設置の請求がでている等で信頼を損なうおそれがある）ことなどから、市民1人からの請求を可能と、あわせて、「審査会の設置」「条例違反の疑い」の重みを考慮し、請求の妥当性に関するチェック機能を持たせるため「2以上の異なる会派の紹介議員」を必要とした。

今まで、政治倫理審査会が設置されたことはあるか。議員の情報発信（ブログやフェイスブック）で問題視された事案はなかったか。またこの場合政治倫理基準に該当することはなかったか。

答 「職員の公正な職務の執行を妨げてはならない」に違反したとして審査会が設置された。（平成25年8月7日、19日、26日の3回開催）倫理基準に抵触したものではないが、政策検討会議について議会全体の取り組みを自ら貶めるような情報発信があったため、議長より口頭注意を行った事例がある。

#### 7) 大学との連携について

立命館大学や龍谷大学とのパートナーシップ協定による効果は。

答 政策検討会議での専門的知見の活用や議員力の向上に資する各種研修の開催

大津市議会質問力研修は大変興味深い取り組みである。研修後、一般質問のレベルは上がったか。

答 一般質問において漠然とした質問でなく、自らの考えを述べた上で執



行部の考えを聞くような質問が増えるなど、議員の意識は変わったように感じる。

議員向けの推薦枠を設けて大学院に入学している。どのような効果があったか。また推薦議員をどのように選んでいるのか。

答 推薦入学は、議会から選出するのではなく、大学からの案内に各議員が自ら応募するものとなっている。意識の部分の変化や専門知識の習得など、一定の効果があったものとする。

インターンシップを会派で受け入れているが、会派によって受け入れに温度差はないか。また、事務局はどのような立場で関わっているのか。

答 協定の締結時点で、インターンシップの受け入れを全会派が合意しており、受け入れに当たって温度差はなかった。なお、事務局は、大学側との調整や文書のやり取り等の事務作業を行い、研修日程やプログラムについては、全て会派が作成する。

#### 8) 議会 BCP (業務継続計画) について

災害時の議会のあり方を明確にする「議会 BCP」では、災害時には、参集指示がでるまでは、地域の一員として活動することになっているが、地域の中で議員の位置付けができていないのか。

答 議会 B C P において、地域の中での議員の位置づけは特にしていない。しかし、議員は「地域の代表」としての役割を持っており、消防団や各種団体に所属していることも多い。災害初期において、そうした地域での役割を果たすこととしている。また、市が拾いきれない地域の情報を収集していくこととされている。

#### 9) 議会基本条例について

「議会基本条例」について策定の準備を進めているが、今まで制定されなかった理由はなにかあるか。また、議会として議会基本条例に期待するものは何か。

答 議会基本条例の制定においては、議会改革の目標を定めるものと、議会改革の取り組みで達成できたことを条例としているものがある。大津市議会では、着実に実施してきた改革や取り組みを反映させた実効性のあるものとしようと考えたため。今後、議会基本条例に期待するものは、議会改革の継続性の担保が挙げられる。任期の終了により、議会構成が変わっても、基本条例において議会の機能強化を積極的に図っていくことなどを定めておくことで、改革の継続性の担保となると考えている。

議会基本条例と議会会議条例との関係はどうなるか。

答 議会基本条例は、議会における実質的最高規範と位置付ける予定である。会議条例は、基本条例を理念、定めを受けて、議会の諸原則を規定するとともに、議会に関する市民の権利の保障や市民に開かれた議会の運営などを定めている。

#### (4) 質疑応答

- 問 ICT化事業の予算はいくらかかったのか。
- 答 議場は2年間で3500万、タブレット端末は5年間で1700万円。  
なお、タブレットの通信料は議員個人と政務活動費で折半している。
- 問 大津市としてペーパーレス化について考えはあるか。
- 答 全部の紙は無くせない。議員に配る資料について徐々に減らしている。  
総合計画等タブレットへの移行を執行部と打ち合わせをしている。
- 問 通年議会について期間は。
- 答 5月1日から4月30日としている。大津市議会は4月改選なのでそれに合わせている。また、今までと大幅な議事運営とならないようにしている
- 問 政策検討会議と委員会機能の充実はどういう棲み分けをしているのか。
- 答 委員会で政策条例を策定した時の反省で、条例をつくるまでに3年がかかった。常任委員会の日程をとるのが大変であった。部局を超える条例化を図る場合、各常任委員会毎では対応ができない。政策検討会議は議決機関でなく、会派を超えて広く意見を吸い上げて政策提案目指していく。よって政策を練り上げて議員提案とし、賛否は別としてが、常任委員会、特別委員会ではそうはいかない。過程を平等にしたことがマニフェスト対象として評価された。
- 問 議会基本条例における政策検討会議の位置づけは。
- 答 任意の協議の場とし、パートナーシップ協定を結び、必要な専門的知見をいつでも活用できるようにした。議会基本条例においても、今まで通り弾力的な運用ができるよう、任意の協議の場として残したほうが良いとの判断である。
- 問 専決処分について変化はあったか。
- 答 地方自治法179条の専決処分は廃止した。180条の任意専決は当面の間、推移を見守るため今まで通りとした。
- 問 任意の協議の場では公務災害の対象にならないが、その点の考え方は。
- 答 任意の会議において研修会等は庁舎外に出ないことや、他の会議の開催と同日にするなどしてきた。
- 問 特別会議における議員の招集に対して特に配慮をしているのか。
- 答 特別会議の開催については、一か月ぐらい前に事前に周知した上で日程調整している。
- 問 インターンシップの受け入れにおいて、どのような活動しているのか。
- 答 議会活動のほか、議員と一緒に普段の政治活動(ビラ配りや街頭演説など)をするほか、一般質問を一緒に考えたりするなどの活動をしている。
- 問 費用弁償について議論はあったか。
- 答 費用弁償単体での議論は無い。議員報酬、政務調査費(当時)の額、費

用弁償の是非、議長車の有無を特別職報酬等審議会に検討してもらい、同審議会より続けるべきとし、金額も妥当との答申を得ている。

問 大津市議会は長い歴史がある。ICT化等議場そのものの在り方に対し、どのようにするか論議はあるか。

答 意見の違いはあるが、議会改革の取り組み度について差はない。旧保守派の市長と違い、現市長に対して、今まで通りの議会運営では太刀打ちできないことを各議員も意識している。後ろ向きの声はない。

## (5) 考察(まとめ)

- ・ICT化をはじめ、議会の仕組みを改革していくことは時間と熱意があればできることであるが、議員の意識や能力を向上させることが最も重要な改革である。仕組みを改革していくうえにおいて、議員資質をいかに向上させるかを念頭において取り組んでいかなければならない。
- ・議会BCP(業務継続計画)について、平成23年に発生した東日本大震災や本市においても平成22年と平成23年に2年連続で130年に1度といわれる集中豪雨があり、今後、東海、東南海、南海の巨大地震の発生が予想され、また、地球温暖化に伴う気象変動による台風の大型化や集中豪雨などの発生頻度の増加が懸念されるなかで、議会の業務継続や活動について研究、議論を進める必要がある。
- ・通年議会について、地方自治法上の通年議会ではなく、従来の定例会を1回として、会期をほぼ1年とする「(先行自治体パターンの)通年議会」を用いている。市長の専決処分によらない監視機能が十分に果たされる体制とすることと災害などの緊急性、突発的な課題にも議会の判断で本会議が招集できるなど「通年議会」を本市議会でも検討する必要があると考える。その時に、先行自治体パターンを採用するのか。会期を8月から7月とするか。一事不再議、請願の取り扱い、一般質問、専決など、大津市議会の対応が参考となるのではないか。
  - ・大津市議会の改革のスピードには驚きである。大きな議会にも関わらず、専門的知見の活用(大学との協定)、議会BCPの策定、議会のICT化など多くの見直しを行っている。その取り組みのスピードは速く、約4年間で具現化した。大津いじめ事件が、議会一丸となって方向転換をしなければならぬとの機運が高まったと推察する。
  - ・大津市議会は、政策検討会議で協議し政策を打ち出す方法をとっている。このメリットは、任意の協議の場として、意見を議事録に残すことはない自由闊達に会派を超えて様々な意見が発言できることである。本市議会では、委員会の中で協議を進めていく中で、暫時休憩中にざっくばらんな意見を出し合い、おおよそ協議が整った段階から会議を再開するやり方を行っている。この点は大きく違いとあり、こうした政

策協議のやり方は参考となった。

・ 大津での視察対応については、本会議場での対応となった。これは議場に設置してある150インチの大型モニターや電子採決など議会のICT化を体験するものとなった。電子採決は起立採決の一類型とし、反対ボタンはなく賛成ボタンしかない。また、棄権する場合事前に議会運営委員会に申し出しなければならない点は課題が残る。

・ 議会等のICT化を進めるにあっては、多額の予算が必要となり、費用対効果をしっかりと検討する必要がある。

平成 27 年 1 月 16 日 (金) 議会運営委員会行政視察



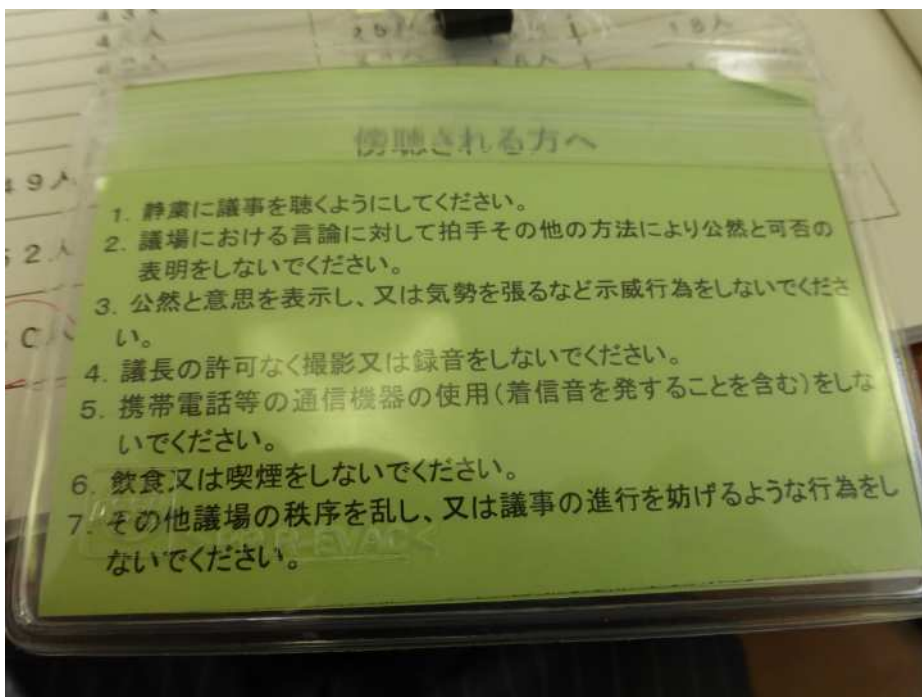
三重県 四日市市議会 議長より歓迎のあいさつ



四日市市議会 約 1 時間半にわたり議長および事務局より議会改革について説明を受ける。



四日市市議会 傍聴券



四日市市議会 傍聴券



滋賀県大津市議会 議長歓迎のあいさつ 2時間にわたり議会改革の説明を受ける。



滋賀県大津市議会 質疑に対しても丁寧に回答いただく。

議案第183号												
議員総数						賛成						
38						3						
八田 志晃	近藤 直弘	伴 孝昭				古尾谷雅博	岸本 典子	黄野瀬明子				
桐田 真人	中野 治郎	菅見 達夫	伊藤 茂	藤井 哲也	谷 祐治	山本 哲平	河井 昭成	石黒 賢津子	杉浦 智子			
津田 新三	竹内 基二	横田 好雄	園田 寛	清水 ひとみ	佐藤 弘	浜奥 修利	杉山 泰子	佐々木 松一	塚本 正弘			
青山 三四郎	北村 正二	武田 平吾	竹内 照夫	泉 恒彦	仲野 弘子	藤井 重美	高橋 健二	磯田 英清	奥村 功	草川 肇	船本 力	

大津市議会 赤外線会議システム 大型スクリーン



大津市議会 赤外線会議システム 電子採決システム